

<経緯>

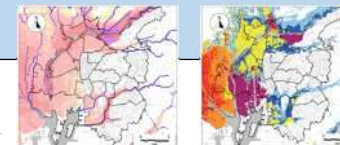
全国的な風水害の激甚化・頻発化

平成27年 水防法改正

「想定し得る最大規模」（以下、「想定最大規模」）の洪水・内水氾濫・高潮への対策の推進が求められる

本市の取組

想定最大規模の風水害に対応した新たなハザードマップの作成・公表



※洪水ハザードマップ

令和4年度～令和5年度の取組

新たな被害想定算出

明らかとなった主な様相

- ・大規模かつ広域的な浸水による逃げ遅れの発生
- ・防災拠点やライフライン等の機能停止による応急対策等への支障
- ・甚大な浸水被害に伴う避難生活の長期化

風水害リスクシナリオの作成

大規模風水害発生時に想定される被害など、市民を取り巻く状況等を時系列で見える化



対応方針の策定

方針の一つに迅速な応急対策等による被害の最小化を目指す

防災拠点機能の確保と災害対応力の強化



本市が重点的に取り組むべき施策を取りまとめ

想定最大規模の風水害を見据え、最大限非常時優先業務を行うために、**行政における必要な業務の継続体制の確保**が必要

風水害に対応した業務継続計画の策定及びそれを踏まえた検討の実施

※名古屋市業務継続計画【震災編】（平成24年9月策定）

<検討にあたってのポイント>

風水害の特徴

事前のフェーズにおける対応が発生する

風水害は、気象情報等からある程度事前に予測が可能である一方、予測が外れ、結果的に大きな被害につながらない場合がある（トリガーの検討）

地域によって被害の様相が大きく異なる

地域の特性によってハザードの状況が大きく異なるため、同じ業種でも、庁舎の場所により対応する内容が異なる

検討すべき課題

非常時優先業務の整理

発災前の事前準備の整理

ex) 住民への避難情報発信／自主避難者への対応／必要に応じて重要書類・PC・車両等を浸水しないスペースへ移送

人員体制の確保

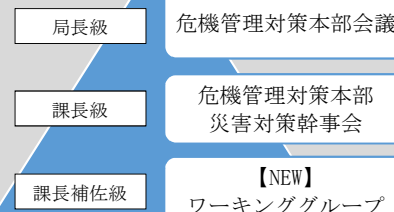
計画運休も想定した、必要な人員の確保の方法について

ex) 計画運休実施前の宿泊、区指定動員の運用

代替施設（グルーピング）の検討

システム面や法律面など、実際に運用可能かどうかの検証も含む

<検討体制>



構成員

- ・各局防災担当課
- ・総務局職員部人事課、給与課
- ・財政局税務部税制課
- ・スポーツ市民局地域振興部区政課
- ・防災幹事区（港・緑）

<スケジュール>

時期	内容
令和6年5月	ワーキンググループの設置
令和6年6月～令和7年2月	ワーキンググループの開催（3～4回程度）
令和7年3月	業務継続計画策定 ※全市的な考え方の整理
令和7年度以降	新たな業務継続計画を踏まえた検討の実施 ※各局室区において具体的な業務運用や体制の整備等